

平成 30 年 3 月 29 日 制 定 (国官参事第 1340 号)  
令和元年 9 月 9 日 一部改正 (国官参事第 628 号)  
令和 4 年 3 月 29 日 一部改正 (国官参事第 826 号)  
令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国官参航安第 1236 号)

航 空 局 長

### 航空の安全に係る不利益処分等の実施要領

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 100 条第 1 項の航空運送事業の許可を受けた本邦航空運送事業者及び法第 123 条第 1 項の航空機使用事業の許可を受けた本邦航空機使用事業者（以下「事業者」という。）に対して航空の安全に係る法第 112 条及び法第 119 条（法第 124 条において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づく事業許可の取消し等の不利益処分等を行う場合の実施要領を以下のとおり定める。

なお、本実施要領は、「航空安全プログラム」（平成 25 年 10 月 8 日制定国空安企第 29 号）第二章 4. に規定する航空法規等の執行方針を踏まえて定めるものである。

#### 1 不利益処分等の種類及び権限

(1) 事業者に対する不利益処分の種類は、軽微なものから順に、事業改善命令（法第 112 条）、事業の全部又は一部の停止命令（法第 119 条。以下「事業停止命令」という。）及び事業許可の取消し（同条）とする。

これらに至らないものは行政指導とし、軽微なものから順に、口頭指導、嚴重注意及び業務改善勧告とする。

不利益処分と行政指導を合わせたものを「不利益処分等」という。

また、不利益処分等に併せて、安全統括管理者の解任命令（法第 103 条の 2 第 7 項）を又は安全統括管理者の職務に関する警告を行うことがある。

(2) 不利益処分等及び安全統括管理者の解任命令並びに安全統括管理者の職務に関する警告は、以下の表に掲げる者が行う。ただし、表に掲げる者より上位の官職にある者が行うことができる。

対象となる事業者 不利益処分等の種類	特定本邦航空運送事業者 (※)	本邦航空運送事業者（特定 本邦航空運送事業者を除 く）、航空機使用事業者
① 不利益処分		
事業許可の取消し	国土交通大臣	地方航空局長
事業停止命令	国土交通大臣	地方航空局長
事業改善命令	国土交通大臣	地方航空局長
安全統括管理者の解任命令	国土交通大臣	地方航空局長
② 行政指導		
業務改善勧告	航空局長	地方航空局長
嚴重注意	航空局安全部長	地方航空局安全管理官
口頭指導	航空局安全部航空安全推 進室長	地方航空局保安部統括事 業安全監督官
安全統括管理者の職務に関 する警告	航空局安全部長	地方航空局安全管理官

※ この実施要領において、客席数が 100 又は最大離陸重量が 5 万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む本邦航空運送事業者を「特定本邦航空運送事業者」という。

## 2 定義

(1) この要領において、「違反行為」とは、航空法、同法に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件への違反及び正当な理由がないのに航空法第 7 章の規定により許可又は認可を受けた事項を実施しないこと（いずれも航空の安全に係るものに限る。）をいう。

(2) この要領において、「重大な違反行為」とは、違反行為のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 航空事故又は重大インシデント（法第 76 条の 2 に基づき機長から報告される事態をいう。以下同じ。）と直接の因果関係があると認められる違反行為
- ② 航空事故又は重大インシデントを発生させるおそれがあると認められる違反行為

(3) この要領において、「組織的な悪質性」とは、事業者の内部組織である安全推進部門、運航部門、客室部門、空港部門、整備部門等の各部門における責任者若しくは責任者を補佐する者が違反行為を意図的に行っていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合又は同一の違反行為を繰り返し行っていた場合をいう。

(4) この要領において、「個人的な悪質性」とは、組織的な悪質性は認められないものの、違反行為の当事者が違反行為を意図的に行っていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合又は同一の違反行為を繰り返し行っていた場合をいう。

(5) この要領において、「安全管理システム」とは、法第 103 条の 2 に基づき事業者が定める安全管理規程又はこれに準じるものに基づき確立された安全に係るリスクを管理するための仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。

(6) この要領において、「航空安全当局」とは、国土交通省航空局安全部又は地方航空局安全統括室をいう。

### 3 不利益処分等の基準

#### (1) 口頭指導

口頭指導は、違反行為が認められる場合に口頭により行うものとする。この際、航空の安全を確保するための改善措置をとるべきことを指導するものとする。

#### (2) 嚴重注意

嚴重注意は、次のいずれかに該当する場合に文書により行うものとする。この際、航空の安全を確保するための改善措置をとるべきことを指導するものとする。

- ① 重大な違反行為が認められる場合。
- ② 違反行為が認められ、かつ、当該違反行為の当事者に個人的な悪質性が認められる場合。

#### (3) 業務改善勧告

業務改善勧告は、次のいずれかに該当する場合に文書により行うものとする。この際、航空の安全を確保するための改善措置をとるべきことを勧告するものとする。

- ① 重大な違反行為が認められ、かつ、当該重大な違反行為の当事者に個人的な悪質性が認められる場合。
- ② 違反行為が認められ、かつ、当該違反行為に組織的な悪質性が認められる場合。

#### (4) 事業改善命令

事業改善命令は、重大な違反行為が認められ、かつ、当該重大な違反行為に組織的な悪質性が認められる場合に文書により行うものとする。この際、航空の安全を確保するための改善措置をとるべきことを命ずるものとする。

#### (5) 事業停止命令

事業停止命令は、次のいずれかに該当する場合に文書により6月以内の期間を定めて事業の全部又は一部について行うものとする。この際、併せて、航空の安全を確保するための改善措置をとるべきことを命じるものとする。また、停止の期間を定めるにあたっては、当該改善措置に要する期間を考慮するものとする。

- ① 重大な違反行為が認められる場合であって、次のいずれにも該当する場合。
  - (a) 重大な違反行為に組織的な悪質性が認められる場合
  - (b) 過去2年以内に同一の重大な違反行為による不利益処分等を2回以上受けている場合
  - (c) 事業を継続した場合に輸送の安全の確保に支障があると認められる場合
- ② 相応な理由なく事業改善命令に係る航空の安全を確保するための改善措置が実施されない場合など、事業改善命令に違反した場合。

#### (6) 事業許可の取消し

事業許可の取消しは、次のいずれかに該当する場合に文書により行うものとする。

- ① 重大な違反行為が認められる場合であって、次のいずれにも該当する場合。
  - (a) 重大な違反行為に組織的な悪質性が認められる場合
  - (b) 過去2年以内に同一の重大な違反行為による不利益処分等を2回以上受けている場合
  - (c) 事業を継続した場合に航空の安全の確保に支障があると認められ、かつ、6月以内に航空の安全を確保するための改善措置を実施することが困難と認められる場合
- ② 相応な理由なく事業停止命令に係る航空の安全を確保するための改善措置が実施されない場合など、事業停止命令に違反した場合。

### 4 不利益処分等の基準の特例

不利益処分等を実施する際には、次に定めるところにより、前記3の基準による不利益処分等を加重又は軽減することができるものとする。

#### (1) 不利益処分等の加重

次のいずれかに該当する場合には、前記3の基準による不利益処分等を加重することができる。この場合、原則として、口頭指導は嚴重注意に、嚴重注意は業務改善勧告に、業務改善勧告は事業改善命令に、事業改善命令は事業停止命令に、事業停止命令は事業許可の取消しに、それぞれ加重することとする。

- ① 違反行為又は重大な違反行為（以下「違反行為等」という。）による社会的影響が大きいと認められる場合。
- ② 違反行為等を行った事業者において、当該違反行為を行った安全推進部門、運航部門、

客室部門、空港部門、整備部門等の内部組織以外の内部組織（同一の内部組織における直接作業等に従事する部門と直接作業等を支援する部門の別を含む。）において他の違反行為が認められる場合。

- ③ 過去2年以内に不利益処分等を受けた事業者が、当該不利益処分等の原因となった違反行為等と同一の違反行為を行ったと認められる場合（当該違反行為等について航空安全当局が行う不利益処分等が事業停止命令又は事業許可の取消しである場合を除く。）。

## （2）不利益処分等の軽減

次のいずれにも該当する場合には、前記3の基準による不利益処分等を軽減し、又は不利益処分等を実施しないこととすることができる。不利益処分等を軽減する場合、原則として、嚴重注意は口頭指導に、業務改善勧告は嚴重注意にそれぞれ軽減することとする。

- ① 安全に係るリスクを適切に管理するための、組織体制の構築、責任の所在の明確化、方針の策定、手順の確立等が行われ、安全管理システムが機能していたと認められる場合。
- ② 安全管理システムの機能により、違反行為の原因となった事象に対する妥当かつ実効的な是正措置又は改善行動計画が報告されている場合。
- ③ 違反行為の当事者（当該者が所属する組織を含む。）が自ら航空安全当局に対して違反行為を報告した場合又は法第111条の4に基づく安全上の支障をおよぼす事態の報告を行う本邦航空運送事業者が、併せて当該事態に関する違反行為を航空安全当局に対して報告した場合。

なお、違反行為の当事者（当該者が所属する組織を含む。）が自ら航空安全当局に対して行う違反行為の報告は、「航空安全プログラム」第4章2.（1）②において規定する航空の安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事象に関する自発報告制度による報告とは異なるものである（自発報告制度による情報の取扱いについては5（3）のとおり）。

ただし、違反行為が（1）の不利益処分等の加重事由に該当する場合、違反行為に直接の因果関係があると認められる航空事故又は重大インシデントが発生した場合又は違反行為に組織的な悪質性が認められる場合には、不利益処分等は軽減しない。

## 5 不利益処分等の手続

航空安全当局は、事業者が違反行為を行っているおそれがあると判断したときは、法第134条に基づく報告徴収又は立入検査を実施し、その結果不利益処分等の必要性が認められるときは、以下の手続に則りこれを実施することとする。なお、同時に2以上の違反行為が認められた場合には、原則として当該違反行為に係る不利益処分等の基準のうち最も重いものを適用することとする。

(1) 不利益処分を行う場合

- ① 報告徴収又は立入検査等の結果、事業許可の取消しを行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節の規定による聴聞の手続を、事業停止命令又は事業改善命令を行おうとする場合には同法第3章第3節の規定による弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同法第13条第2項第1号に該当する場合はこの限りではない。
- ② ①の結果、本邦航空運送事業者に対して事業停止命令又は事業許可の取消しを行おうとする場合は、法第136条第3号の規定に基づき運輸審議会にこの旨を諮るものとする。
- ③ ①又は②の結果、不利益処分を行うこととしたときは、行政手続法第14条の規定に基づき、事業者に対して当該不利益処分の理由を示した書面をもって通知するものとする。
- ④ ③により不利益処分を通知するときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を事業者に対して書面をもって教示するものとする。
- ⑤ 事業停止命令又は事業改善命令を通知するときは、当該不利益処分に違反した場合には更に加重された不利益処分を行うことがあることを事業者に対して教示するものとする。
- ⑥ 事業停止命令又は事業改善命令を受けた事業者に対しては、事業停止期間が終了するまで又は航空の安全を確保するための改善措置に係る期間が終了するまでに、当該不利益処分に係る改善措置の実施状況の報告を求め、必要に応じて立入検査により改善状況を確認するものとする。

(2) 行政指導を行う場合

- ① 報告徴収又は立入検査等の結果、口頭指導を行うこととしたときであって、かつ、事業者から行政手続法第35条第3項の規定に基づく求めがあった場合には、事業者に対して、同条第2項に規定する事項を記載した書面を交付するものとする。
- ② 行政指導を受けた事業者に対しては、航空の安全を確保するための改善措置に係る期間が終了するまでに、当該行政指導に係る改善措置の実施状況の報告を求め、必要に応じて立入検査により改善状況を確認するものとする。

(3) 航空安全当局が運用する自発報告制度による情報の取扱い

航空安全当局は、「航空安全プログラム」第4章2.(1)②において規定する自発報告制度において収集した情報により、違反行為があったことを知った場合であっても、当該情報を不利益処分等の根拠として使用しないものとする。

なお、航空安全当局は、自発報告制度において収集した情報をもとに、個人又は会社名等の情報を特定せず、かつ、自発報告制度の運営主体に対し当該情報の提供を求めないこととする。

## 6 安全統括管理者に関する不利益処分等について

### (1) 安全統括管理者の職務に関する警告

① 不利益処分等を行う際に、当該不利益処分等の根拠となった違反行為の防止について、事業者の安全管理システムが機能していないなど安全統括管理者がその職務を怠ったと認められる場合には、事業者に対し、安全管理システムの確立等に関する安全統括管理者の職務について、改善措置を実施すべきことを文書で警告するものとする。

② 安全統括管理者の職務に関する警告を通知するときは、改善措置が実施されない場合など当該警告に違反した場合には、安全統括管理者の解任命令を行うことがあることを事業者に対して教示する。

### (2) 安全統括管理者の解任命令

① 不利益処分等を行う際に、当該不利益処分の根拠となった違反行為の防止について、事業者の安全管理システムが機能していないなど安全統括管理者がその職務を怠ったと認められ、かつ、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事業者に対し、安全統括管理者を解任すべきことを併せて命ずるものとする。

② 安全統括管理者の解任命令を行おうとする場合には、行政手続法第3章第2節の規定による聴聞の手続を行う。その他、前記5(1)③及び④の規定は安全統括管理者の解任命令を行う場合について準用する。

## 7 その他

違反行為には至らないものの、相応な理由なく口頭指導、嚴重注意又は業務改善勧告に係る航空の安全を確保するための改善措置が実施されない場合など、不適切な事業運営により輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合（いずれも航空安全に係るものに限る。）には、その内容及びその発生を予防する取組状況に応じて事業改善命令又は行政指導を実施するものとする。

前記4の規定（行政指導に係るものに限る。）及び前記5の規定はこの場合について準用する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日国官参事第 1340 号）

この通達は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日国官参事第 628 号）

この通達は、令和元年 9 月 9 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日国官参事第 826 号）

この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日国官参航安第 1236 号）

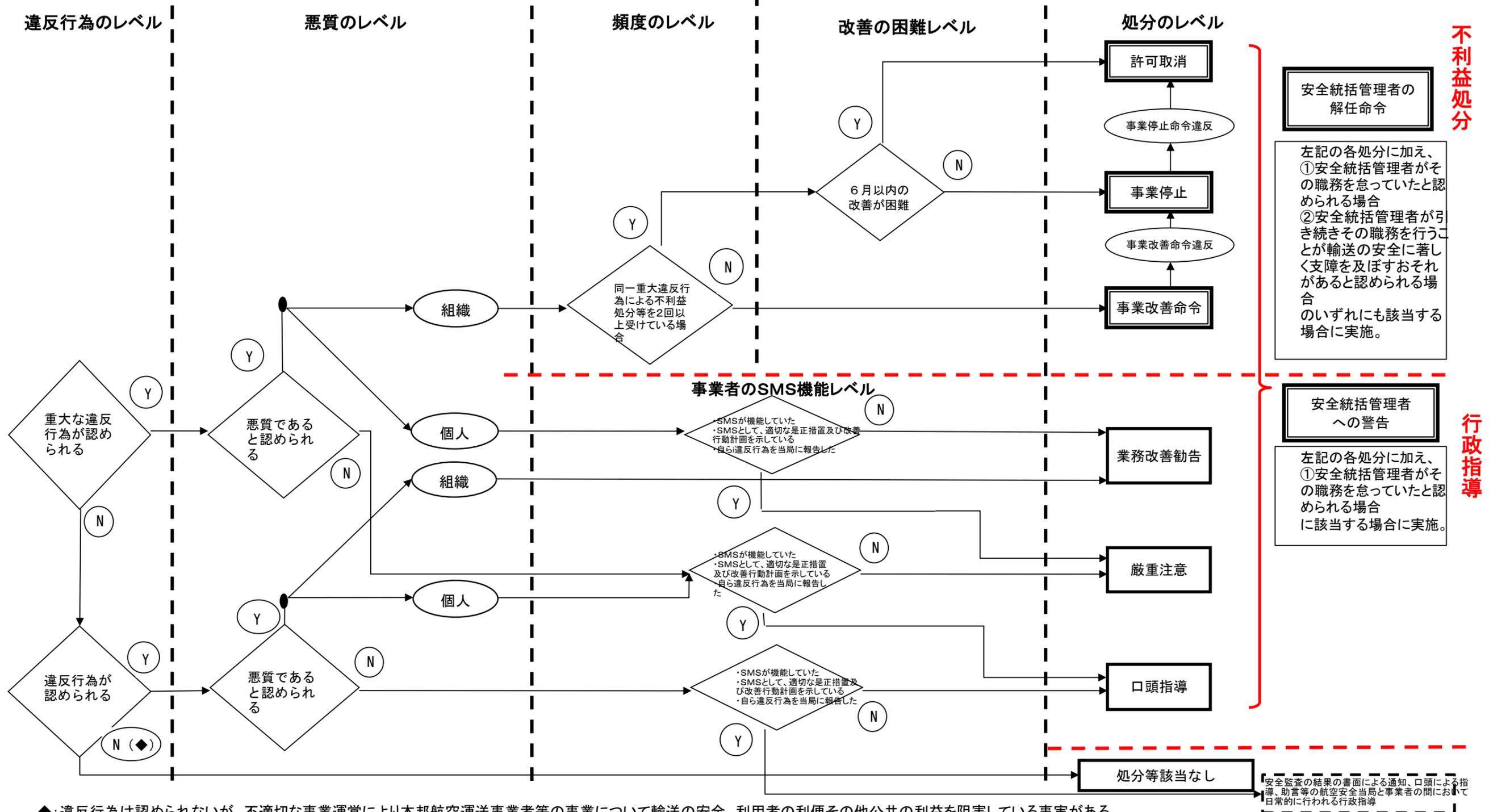
この通達は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

**参考**

**航空の安全に係る不利益処分等の実施要領**

本フロー図は、通達内容の概要を参考として示しており、詳細は通達本文を参照する必要がある。

**<定義>**  
 「違反行為」：航空法、同法に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件への違反及び正当な理由がないのに航空法第7章の規定により許可又は認可を受けた事項を実施しないこと(いずれも航空安全に係るものに限る)。  
 「重大な違反行為」：①航空事故又は重大インシデント(法第76条の2に基づき機長から報告される事態をいう。)と直接の因果関係があると認められる違反行為、②航空事故又は重大インシデントを発生させるおそれがあると認められる違反行為。  
 「組織的な悪質性」：事業者の内部組織である安全推進部門、運航部門、客室部門、空港部門、整備部門等の各部門における責任者又は責任者を補佐する者が違反行為を「意図的に行っていた場合」、「隠蔽していた場合」又は「繰り返し行っていた場合」。  
 「個人的な悪質性」：組織的な悪質性は認められないものの、違反行為の当事者が違反行為を「意図的に行っていた場合」、「隠蔽していた場合」又は「繰り返し行っていた場合」。



上記の場合に加え、「社会的影響が大きい場合」、「複数の部門で違反行為が認められる場合」又は「過去2年以内に同一の違反行為等を繰り返した場合」には不利益処分等を加重して行うことができることとする。